

★10月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

平成30年4月を
目前に

有期労働者の無期転換ルールについての確認



契約が更新され通算5年を超えた有期労働者(契約社員やアルバイトなど)の申し込みにより、期間の定めのない無期労働契約に転換できる制度です。

通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。

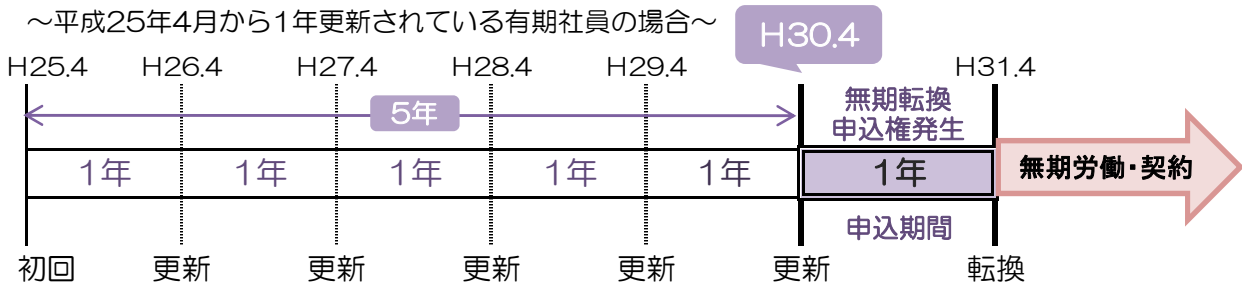
平成25年4月から1年ごとに更新されている有期労働者は30年4月から無期転換申込権が発生しますので、早めの準備・確認をお願いします。

また、次に該当する労働者で都道府県労働局長の認定を受けた時は、無期転換申込権が発生せず、引き続き有期契約労働を締結することができます。

- ① 高度な専門知識等を持つ有期雇用労働者
- ② 定年到達後に継続雇用される有期雇用労働者

不明点・ご質問などありましたら当事務所までお問い合わせください。

～平成25年4月から1年更新されている有期社員の場合～



★平成29年度 最低賃金改定★

現行 **845円** → 平成29年10月1日より **871円**

(例) 月給者で平均所定労働時間が160時間の場合
871円 × 160時間 = 139,360円 以上の金額にする必要があります。ご注意ください!

※都道府県によって最低賃金は異なります。群馬県は10月7日より783円へ変更です。

★平成29年度 厚生年金保険料率改定★

現行 **18.182%**

平成29年9月改定 **18.3%**

被保険者負担額
9.15%

平成29年9月分保険料(10月納付分)から厚生年金保険料率が改定されます。保険料翌月引きの事業所は、10月に支払われる給与から新保険料で控除してください。

★平成29年10月の営業土曜日は以下のとおりです。

7日(土)	休
14日(土)	休
21日(土)	営業(労務)
28日(土)	営業(労務)



★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・
トキワビジネス協同組合
埼玉社会保険労務事務所
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231
FAX : 048 - 570 - 1929
URL : <http://www.tokiwa-business.com/wp4app/>